

今後の青森市いじめ防止対策審議会の会議について

今後の青森市いじめ防止対策審議会の会議の開催について

■審議会の案件として想定される事項

- ①いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の状況を調査し、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ②いじめ防止対策推進法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ③学校から教育委員会に報告のあったいじめの事案について、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ④いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態には至らないが、当該事案について、教育委員会において調査を行う必要がある場合の調査及び有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ⑤審議会が、いじめの防止等のため、教育委員会が学校に対して行う必要な支援、学校が講ずる必要な措置等を審議し、教育委員会に具申する。

■今後の開催時期（予定）

○平成27年度 第2回青森市いじめ防止対策審議会

期日：平成27年8月22日（土）

案件：①1学期のいじめの状況について

②2学期以降のいじめ防止等の対策のための取組について

③その他（いじめの問題に関する対話集会参観）

○平成27年度 第3回青森市いじめ防止対策審議会

期日：平成28年1月中旬

案件：①2学期のいじめの状況について

②3学期と次年度におけるいじめ防止等の対策のための取組について

③その他

青森市いじめ防止対策審議会条例

（会議）

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。